

JIS

ねじ込みランプソケット

JIS C 8280 : 2021

(JLMA/JSA)

令和 3 年 3 月 22 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大 崎 博 之	東京大学
(委員)	青 木 真 理	川崎市地域女性連絡協議会
	青 柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	岩 本 光 正	東京工業大学
	上 原 京 一	IEC/ACTAD 議長 (東芝エネルギーシステムズ株式会社)
	加 藤 正 樹	一般財団法人電気安全環境研究所
	熊 田 亜紀子	東京大学
	菅 弘史郎	電気事業連合会
	藤 原 昇	一般社団法人電気学会
	松 岡 雅 子	株式会社 UL Japan
	山 田 美佐子	一般財団法人日本消費者協会
	渡 邊 信 公	一般社団法人電気設備学会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 11.7.20 改正：令和 3.3.22

官 報 掲 載 日：令和 3.3.22

原 案 作 成 者：一般社団法人日本照明工業会

(〒110-0016 東京都台東区台東 4-11-4 三井住友銀行御徒町ビル TEL 03-6803-0501)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会 (部会長 大崎 博之)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	4
4 一般要求事項	9
5 一般試験条件	10
6 定格	11
7 分類	12
7.1 外部部品の材料による分類	12
7.2 水の浸入に対する保護度による分類	13
7.3 固定方法による分類	13
7.4 スイッチの有無による分類	13
7.5 感電保護による分類	13
7.6 熱耐久性による分類	13
8 表示	13
9 寸法	16
10 感電に対する保護	19
11 端子	21
12 接地接続の手段	25
13 構造	26
14 スイッチ付きランプソケット	31
15 耐湿性、絶縁抵抗及び耐電圧	32
16 機械的強度	34
17 ねじ、通電部及び接続	38
18 沿面距離及び空間距離	40
19 通常動作	44
20 熱耐久性	45
21 耐熱性、耐炎性及び耐トラッキング性	48
22 過度の残留応力（自然割れ）及びさび（錆）に対する抵抗力	50
附属書 A（規定）自然割れ又は腐食試験	69
附属書 B（参考）ランプソケットのスイッチに適用する JIS C 4526-1 の要求事項の指針	71
附属書 C（参考）機器規格の特別要求事項のための指針—家庭用及びこれに類する電気機器	73
附属書 D（参考）旧規格に対して新規又はより厳しい要求事項を含む箇条	75
附属書 JA（参考）JIS と対応国際規格との対比表	76
解 説	83

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本照明工業会（JLMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS C 8280:2014** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

ねじ込みランプソケット

Edison screw lampholders

序文

この規格は、2016年に第9版として発行された IEC 60238、2017年に発行された Amendment 1 及び 2020年に発行された Amendment 2 を基とし、我が国の配電事情などを考慮し、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、附属書 JA に示す。

1 適用範囲

この規格は、ランプ及び準照明器具を電源に接続するために設計した E11、E12、E14、EZ14、E17、E26 及び E39 ねじ込みランプソケットについて規定する。その他のねじ込みランプソケットは、この規格に準じる。

この規格は、動作電圧が 250 V（実効値）以下の交流回路だけで使用するスイッチ付き E12、E14、E26 ランプソケットにも適用する。

この規格は、EZ10 ランプソケット、動作電圧が 25 V 以下の直列接続ランプを電源に接続するために設計した屋内用 E5 ランプソケット、及び動作電圧が 60 V 以下の直列接続ランプを電源に接続するために設計した屋内用又は屋外用 E10 ランプソケットにも適用する。また、ランプ単体を電源に接続するための器具内用 E10 ランプソケットにも適用する。これらのランプソケットは、小売販売用ではない。

ランプ単体接続を意図した E10 ランプソケットでも直列接続で使用可能な場合がある。

注記 1 “直列接続で使用可能な” ランプソケットとは、例えば、クリスマスツリーのライティングチェーンに使用するものを指す。

この規格は、合理的に適用する限りアダプタにも適用する。

この規格は、全部若しくは一部分が照明器具と一体になっているか、又は電気機器中に組み込むランプソケットにも適用するが、ランプソケットの要求事項だけを規定している。端子又はランプ口金の感電に対する保護などの要求事項は、端子又はランプ口金を組み込んだ電気機器の規格が適用される。このようなランプソケットは、照明器具の製造業者だけが使用するスナップオン形の外側枠を備えるランプソケットと同様に、小売販売用ではない。

この規格は、産業用照明設備と同様に、住宅照明用設備において、屋内又は屋外で使用するランプソケットに適用する。また、キャンドルランプソケットにも適用する。道路照明用、船舶照明用、車内照明用、及び爆発が起りやすい場所などのような特殊な条件下で使用される照明器具用のランプソケットには、